# 黄滇賀市朝

第 1793 号

発行所 横須賀市小川町11番地 発行日 横須賀市役所 毎 月 編集兼 横須賀市長 10 日 発 行 人 上 地 克 明 25 侑 宮 村 印 刷 所 印刷所

	• • •
	- 21
	-,

規則	
***	14609
◇予算決算及び会計規則中一部改正	14009
◇ 情須賀市景観条例施行規則中一部改正	"
◇ (大)	//
<b>一                                    </b>	
マール 2 中及 アの 博須 貝 印 国 氏 健康 休 陳 の 休 陳 科 学 に フ で	
<ul><li>◇監査委員の再任について</li></ul>	14010
	"
◇地縁による団体の告示事項の変更について	
◇地域包括支援センターの所在地の変更について	
◇道路区域変更及び供用開始について	"
<b>公 告</b>	r-t-
◇都市計画決定等に係る手続きに関する条例に基づく公り	
会の開催について	//
◇市民税・県民税の督促状の公示送達	"
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達	
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	"
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	//
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	//
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	//
◇開発行為の工事完了について	//
◇横須賀都市計画地区計画2次案の縦覧について	14613
◇横須賀都市計画2次案の縦覧について	//
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	"
◇指定下水道工事店の指定について	//
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について	"
◇教育委員会臨時会の招集について	//
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について	"

### 規

# 横須賀市規則第56号(令和2年6月1日)

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定 める。

令和2年6月1日

横須賀市長 上 地 克 明

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

市営住宅条例施行規則(平成10年横須賀市規則第47号)の一 部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(入居資格の条件の特例)

4 令和3年5月31日までの間における第4条第2項第2号及 び第8条の規定の適用については、第4条第2項第2号中 「こと。」とあるのは「こと。ただし、納期限が令和2年1 月31日以前の日である市税を滞納していない者であって、地 方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項の規定に より市税の徴収の猶予を受ける予定であるものその他市長が これに準ずる者と認めたものの市税の滞納は、この限りでな い。」と、第8条各号列記以外の部分中「できる。」とある のは「できる。ただし、入居候補者又は入居補欠者が附則第 4項において読み替えて適用する第4条第2項第2号ただし 書に規定する者である場合における当該者の第5号に掲げる 書類については、この限りでない。」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 横須賀市規則第57号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定 める。

令和2年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)の一 部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 令和2年5月1日から令和3年3月31日までの期間に限 り、別表第1の20負担金、補助及び交付金の項中「並びに国 民健康保険及び介護保険の保険給付費」とあるのは、「、国 民健康保険及び介護保険の保険給付費並びに横須賀市特別定 額給付金」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適 用する。

### 横須賀市規則第58号

横須賀市景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のよう に定める。

令和2年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市景観条例施行規則の一部を改正する規則 横須賀市景観条例施行規則(平成16年横須賀市規則第52号) の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(届出対象外行為の確認)

- 第8条の2 条例第8条第3項に規定する建築等を行おうとす る者は、あらかじめ、届出対象外行為確認申出書(第15号様 式の2) に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければな らない。
  - (1) 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を示す図
  - (2) 建築物の敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- 2 市長は、前項の申出書の提出を受けたときは、その内容を 審査し、その結果を届出対象外行為確認回答書(第15号様式 の3)により通知するものとする。

第15号様式の次に次の2様式を加える。

### 第15号様式の2 (第8条の2第1項関係)

届出対象外行為確認申出書

年月日
(あて先)横須賀市長
住所
行為者氏名
(意としては、主た 人
る事務所の所在地、名
衛及び代表者の氏名
電話
行為の種類
敷地の面積
延べ面積
建築物の高さ
着手予定日

### 第15号様式の3 (第8条の2第2項関係)

届出対象外行為確認回答書

	第 号 年 月 日 様
	横須賀市長印
行為の場所	
行為の種類	
確認番号	
確認の結果	
備考	

附 則 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

### 示

# 横須賀市告示第 111 号 $\begin{pmatrix} 6n2 & 466 & 418 \\ 48 & 76 & 36 \end{pmatrix}$

横須賀市国民健康保険条例(昭和34年横須賀市条例第22号) 第14条第1項、第14条の7第1項及び第14条の12第1項の規定 に基づき、令和2年度横須賀市国民健康保険の基礎賦課額の保 険料率、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金 賦課額の保険料率を次のとおり定めたので、同条例第14条第3 項、第14条の7第3項及び第14条の12第3項の規定により告示 します。

令和2年6月1日

横須賀市長 上 地 克 明

### 1 基礎賦課額の保険料率

(1)	所得割	1,000分の64.1
(2)	被保険者均等割	18,520円
(3)	世帯別平等割	
フ	ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	29,660円
	v 4+√-111.111+	1.4.000 HT

イ 特定世帯14,830円ウ 特定継続世帯22,245円

### 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1)	所得割	1,000分の23.1
(2)	被保険者均等割	6,510円
(3)	世帯別平等割	

アイ又はウに掲げる世帯以外の世帯10,490円イ特定世帯5,245円ウ特定継続世帯7,868円

### 3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割1,000分の21.4(2) 被保険者均等割6,940円

(3) 世帯別平等割 7,960円

### **横須賀市告示第 114 号** (令和 2 年 6 月 9 日) 掲 示 済)

本市議会の同意を得て、令和2年6月8日本市監査委員に次の者を再任しました。

令和2年6月9日

横須賀市長 上 地 克 明

横浜市金沢区柳町34番地16

丸 山 邦 彦

### 横須賀市告示第 115 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規 定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届 出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所				
地豚団体の石物	変 更 前	変 更 後			
吉倉町内会	加 藤 孝 子 横須賀市吉倉町1丁 目83番地	安 藤 隆 正 横須賀市吉倉町1丁 目10番地			
東逸見第2町内会	深 津 之 男 横須賀市東逸見町 2 丁目 3 番地	堀 田 志 郎 横須賀市東逸見町 2 丁目 5 番地			
坂本5丁目町会	小 池 明 正 横須賀市坂本町5丁 目47番地	千 葉 宏 之 横須賀市坂本町 5 丁 目28番地			
西佐野町内会	杉 榮 治 横須賀市佐野町1丁 目33番地	石 井 裕 一 横須賀市佐野町 3 丁 目28番地			

金栄町内会	高 橋 伸 光 横須賀市衣笠栄町4 丁目5番地	石 田 敏 夫 横須賀市金谷 3 丁目 4 番12号衣笠ハイツ 703
久里浜町内会	鴇 田 爲 雄 横須賀市久里浜7丁 目7番14-206号	清 水 修 二 横須賀市久里浜7丁 目17番2号
長浜町内会	小藤田 春 雄 横須賀市長井2丁目 13番14号	山 内 繁 横須賀市長井2丁目 11番17号
武町内会	加藤茂雄 横須賀市武4丁目2 番3号	齊 藤 光太郎 横須賀市武1丁目18 番14号
湘南たけやまシ ーサイド町内会	西 村 秋 雄 横須賀市太田和1丁 目38番7号	大 嶽 靖 横須賀市太田和1丁 目41番8号

横須賀市告示第 116 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第11項に

おいて準用する同法第69条の14第2項の規定により、本庁第一 地域包括支援センターから所在地を変更した旨の届出がありま した。

令和2年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

変	更	所 右	主 地
年月	日	新	IΒ
令和 3月:		横須賀市緑が丘26番地 1	横須賀市緑が丘28番地 1

横須賀市告示第 117 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 2 年 6 月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の 日から30日間一般の縦覧に供します。

令和2年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延	長
491	IΗ	西逸見町3丁目47番の14地先から 西逸見町3丁目67番の2地先まで		メートル $1.8 \sim 2.0$		メートル 19.9
491	新	西逸見町3丁目73番の4地先から 西逸見町3丁目67番の2地先まで		$1.8 \sim 7.3$		19.9
0.750	IΕ	長井 2 丁目3872番の 104 地先から 長井 2 丁目3872番の 104 地先まで		0.9 ~ 1.1		84.5
2,756	新	長井2丁目3872番の61地先から 長井2丁目3872番の61地先まで		$0.9 \sim 2.5$		84.4

### 小

## 告

#### **横須賀市公告第87号** (令和 2 年 5 月29日) 掲 示 済)

都市計画決定等に係る手続きに関する条例(平成17年横須賀市条例第48号)第9条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和 2 年 5 月 29日

横須賀市長 上 地 克 明

1 作成しようとする都市計画の案の種類、名称等

都市計画の種類及び名称	都市計画の変更を行おうと する土地の区域
横須賀都市計画用途地域	佐島1丁目から3丁目まで、 芦名1丁目及び秋谷1丁目地 内
横須賀都市計画下水道公共下 水道	平成町3丁目、三春町2丁目 及び公郷町1丁目地内

- 2 都市計画1次案の概要
- (1) 横須賀都市計画用途地域

良好な海岸の自然環境を生かしたリゾートゾーンとして サービス機能、宿泊機能等の交流機能を実現するために佐 島周辺の用途地域を変更するものです。

(2) 横須賀都市計画下水道公共下水道

上町浄化センターの改築検討を契機とし、終末処理場の施設の処理能力の適正化及び高度処理化を推進するために、上町処理区を下町処理区に統合し、上町浄化センターの廃止を行うものです。

また、土木部管理用地からの所管替えに伴い下町浄化センターの用地の変更を行うものです。

- 3 都市計画1次案の閲覧期間及び場所
- (1) 期間 令和2年6月18日(木)から同年7月2日(木)まで
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 場所 横須賀市都市部都市計画課
- 4 公聴会開催の日時及び場所

都市計画の 種類及び名 称	日	時	場	所
横須賀都市 計画用途地 域	令和2年7 午後7時	月22日 (水)	横須賀市長番2号 西コミュニテ	
横須賀都市 計画下水道 公共下水道	令和2年7 午後7時	月21日 (火)	横須賀市日 目5番地 ヴェルクよ	

- 5 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 令和2年7月2日(木)
- (2) 提出先 横須賀市都市部都市計画課
- 6 公聴会開催の中止

公述人の申出に係る書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止します。

## 横須賀市公告第88号(令和2年6月2日)掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方

税法 (昭和25年法律第 226 号) 第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方か ら申出があるときは交付します。

令和2年6月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年	度	税		目	其	明	別	発付年月日
令和元	5.年 唐	市県(普	民 民 通 徴	税 税 収)	2	月阪	<b></b>	令和2年3月23日
TT/11/	1.平戊	市県	民民	税税	2	月	分	令和2年4月9日
		· 原 (特)			3	月	分	令和2年5月8日

(別紙略)

# 横須賀市公告第89号(令和2年6月2日)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年6月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年	度	税		目	備	考
令和 2 4	年度	市県	民民	税 税	定期賦課分	

(別紙略)

# 横須賀市公告第90号(令和2年6月2日)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年6月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年	度	科	目	備	考
令和テ	元年度	国民健康	<b>康保険料</b>	4月分の納期 6月19日に変	限は、令和2年 更する。
令和2	2年度	決定通知書		4月分の納期 6月19日に変	限は、令和2年 更する。

(別紙略)

# 横須賀市公告第91号(令和2年6月2日)掲 示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年6月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	Ę	科	目	備	考
平成30年	度	国民健康	<b>E保険料</b>	減額分	
令和元年	度	変更通知	書	減額分	

(別紙略)

# 横須賀市公告第92号(令和2年6月2日)掲 示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年 法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法 律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年6月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年	度	種	別	月		別	発付年月日						
				9	月	分	令和元年10月30日						
				10	月	分	令和元年11月29日						
				11	月	分	令和元年12月27日						
令和元	上年度	国民健康保険料	国民健康保険料	国民健康保険料	12	月	分	令和2年1月31日					
			1	月	分	令和2年2月28日							
										2	月	分	令和2年3月31日
				3	月	分	令和2年4月30日						

(別紙略)

# 横須賀市公告第93号(令和2年6月2日)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年6月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年	度	種	別	月	j	別	発付年月日
令和テ	元年度	後期高齢 保険料	令者医療	3	月	分	令和2年4月30日

(別紙略)

# 横須賀市公告第94号(令和2年6月2日)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 令和2年6月2日

横須賀市長 上 地 克 明

許可年月日及び	工事完了検査済証交付	開発区域に含まれる	開発許可を受けた者の
許 可 番 号	年月日及び交付番号	地 域 の 名 称	住 所 及 び 氏 名
平成28年7月26日 28開第11号	令和 2 年 5 月25日 令 2 第 5 号	横須賀市佐島 3 丁目1410番 1 ほか 1 筆	東京都港区南青山 6 丁目 6 番21- 1102号 鈴 木 瑞 翔

### 横須賀市公告第95号

都市計画決定等に係る手続きに関する条例(平成17年横須賀 市条例第48号) 第18条第1項の規定により、次の地区計画の都 市計画決定の2次案を横須賀市都市部都市計画課において公告 の日の翌日から起算して2週間縦覧に供します。

なお、当該地区計画の都市計画決定の2次案について意見が ある土地の所有者その他利害関係を有する方は、公告の日の翌 日から起算して3週間を経過する日までに、意見書を市に提出 することができます。

令和2年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

地区計画の種類及び名称	地区計画の位置及び区域
横須賀都市計画地区計画追浜 駅前地区地区計画	追浜町3丁目地内

### 横須賀市公告第96号

都市計画決定等に係る手続きに関する条例(平成17年横須賀 市条例第48号) 第18条第1項の規定により、次の都市計画変更 の2次案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日の翌日 から起算して2週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画変更の2次案について意見がある土地の 所有者その他利害関係を有する方は、公告の日の翌日から起算 して3週間を経過する日までに、意見書を市に提出することが できます。

令和2年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画の種類及び名称	都市計画の位置及び区域
横須賀都市計画地区計画湘南 国際村地区地区計画	秋谷字関渡、子安、湘南国際 村1丁目、湘南国際村2丁目 及び湘南国際村3丁目地内
横須賀都市計画高度利用地区	追浜本町1丁目及び追浜町3 丁目地内

# 上下水道局告示

### 横須賀市上下水道局告示第19号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号) 第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者 を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和2年6月10日

横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長 島

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所 在 地	指定年月日	有効期限
568	有限会社山口設備	山 口 英 樹	茅ヶ崎市柳島二丁目 9 番12号	令和2年 5月11日	令和7年 5月10日
569	株式会社YRA	上 地 康 博	横須賀市安浦町二丁目23番地 5	令和2年 5月15日	令和7年 5月14日

### 横須賀市上下水道局告示第20号

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条 及び指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第 2条の規定に基づき、令和7年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和2年6月10日

横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代表者名	所 在 地	指定年月日
須 392	有限会社山口設備	山 口 英 樹	茅ヶ崎市柳島二丁目 9 番12号	令和2年5月15日
須 393	株式会社YRA	上 地 康 博	横須賀市安浦町二丁目23番地5	令和2年5月15日
須 394	有限会社森村工業	森村和夫	逗子市桜山四丁目2番31号	令和2年5月15日

# 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第12号(令和2年5月18日)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。 令和2年5月18日

> 横須賀市教育委員会 教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和2年5月21日 (時刻の指定は、ありません。)
- 2 会議開催の場所 書面による開催
- 3 会議に付議すべき事項
- (1) 教育職員手当等支給規則中改正について
- (2) 文化財専門審議会委員の委嘱について
- (3) 国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会委員の任命について
- (4) 横須賀市学力向上推進委員会委員の委嘱等について
- (5) 横須賀市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱等につい
- (6) 横須賀市支援教育推進委員会委員の委嘱について
- (7) 横須賀市学校給食運営審議会委員の委嘱について

(8) 令和2年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議 案の提出について

# **横須賀市教育委員会告示第13号** (令和2年5月22日) 掲 示 済)

横須賀市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。 令和2年5月22日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉

- 1 日時 令和2年5月25日午後2時00分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
- (1) 市立学校における臨時休業後の学校再開方針について

### 横須賀市農業委員会告示第6号(令和2年6月1日)

令和2年第6回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集し ます。

令和2年6月1日

横須賀市農業委員会

会長 肥 田 正 好

- 1 日時 令和2年6月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
- (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
- (3) 横須賀市農地利用最適化推進委員の候補者の選考について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (6) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に ついて
- (7) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に ついて